

平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会社名 荒川化学工業株式会社
本社所在地 大阪市中央区平野町 1 丁目 3 番 7 号
代表者名 取締役社長 谷奥 勝三
(コード番号 4968 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経営企画室長 延廣 徹
T E L (06) 6209-8500 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月開催予定の第 86 期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを 3 月 25 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更をおこなうものであります。

なお、本議案は、本定時株主総会の終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

- (1) 当社は、監査等委員会の設置により取締役会の監査・監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに意思決定の迅速化による当社グループのさらなる企業価値の向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。そのため、現行定款に、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できるようにする規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等所要の変更をおこなうものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行をおこなわない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 27 条に所要の変更をおこなうものであります。なお、現行定款第 27 条の変更に关しましては各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記各変更にともない、条数の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 17 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 17 日 (予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)を除く。</u>)は、15名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠により選任された監査等委員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役 <u>(監査等委員を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づ</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>最低責任限度額とする。</p>	<p>く賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(<u>監査役の員数</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 28 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	
<p>(<u>監査役の選任方法</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 29 条 <u>監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(<u>監査役会の招集</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p>
<p>第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p>
<p>第 33 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 30 条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会規則</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p>
<p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役</u></p>	<p>第 31 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定め</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>会規則による。</p>	<p>る<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	
<p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 32 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 86 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 <u>第 86 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。</u></p>

以 上